

## (介護予防) 訪問看護 長江 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社プロケアしまなみが開設する訪問看護 長江(以下「事業所」という。)が行う訪問看護・精神科訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護 長江
- 2 所在地 広島県尾道市山波町343番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名(常勤職員)  
管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等 看護師 2.5名以上(常勤換算、1名は管理者と兼務)  
その他、准看護師、作業療法士、理学療法士は必要数。

看護師等は、訪問看護計画書(精神科含む)及び介護予防訪問看護報告書(精神科含む)を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。
- 3 訪問看護サービス提供対応日 年中全て対応する。
- 4 訪問看護サービス提供対応時間 営業時間外は、電話等により24時間随時対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置
- 10 精神科訪問看護

(利用料等)

第7条 指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、厚生労働大臣の定める基準の利用者負担割合の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護・精神科訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 無料
- ② 実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 1キロメートルあたり20円
- ③ 死後の処理料は、8000円とする。

- 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、尾道市で因島地区、瀬戸田町、百島町、御調町を除く区域と福山市の一部区域（高西町・松永町・南松永町・今津町・南今津町・柳津町・金江町・藤江町・神村町）、三原市とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護（精神科訪問看護含む）及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（相談または苦情等に対応する窓口）

第10条 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実地し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、対応内容に基づき必要に応じ関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果報告を行います。

当事業所の相談及び苦情に関する窓口と相談担当者

常設窓口：電話 0848-36-5858 FAX 0848-38-2131

担当者：管理者 臂 亜衣 受付時間 8：30～17：30（月曜から金曜日）

その他、下記機関にも相談窓口が設置されています。

尾道市保健福祉部高齢者福祉課	所在地 電話番号 受付時間	尾道市久保1丁目15-1 0848-38-9440 8：30～17：15
福山市介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	福山市東桜町3番5号 084-928-1166 8：30～17：15
三原市高齢者福祉課	所在地 電話番号 受付時間	三原市港町三丁目5番1号 0848-67-6240 8：30～17：15
広島県国民健康保険団体連合会 （国保連）	所在地 電話番号 受付時間	広島市中区東白島町19-49 082-554-0783 8：30～17：15

(衛生管理)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第13条 事業所は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知し啓発を行う。
- (2) ハラスメント指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、ハラスメント対策についての研修を定期的実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3月以内  
継続研修 年6回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社プロケアしまなみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年	10月	1日	一部改訂
平成31年	1月	10日	一部改訂
平成31年	4月	1日	一部改訂
令和元年	9月	1日	一部改訂
令和2年	1月	1日	一部改訂
令和3年	2月	1日	一部改訂
令和6年	2月	1日	一部改訂
令和6年	4月	1日	一部改訂